

大規模災害時の死体検案書の作成

1. 大規模災害時における死体検案

大規模災害時の死体検案は、平時の検案よりも身元の確認に重点が置かれる。損傷が軽度で、死後変化があまり進んでいない場合は顔貌から確認できるが、多くの遺体が歯科所見あるいはDNA型検査によって確認される。

死因については、平時のような確度のある診断・推定ではなく、地震などの大規模災害で死亡したか否かの判断が最も重要である。

大規模災害での死体検案は、犯罪性はないことが前提とされている。そこで、医師は、検案する時点でわかっている状況（警察から説明を受ける）と医師自身が診た遺体の状態を勘案して、地震で死亡したと考えて特に不審なところや矛盾するところがなければ、薬毒物検査のための試料採取など警察からの求めがあればそれを行い、死体検案書を作成する。死因の推定は、津波なら溺死、建築物の倒壊なら圧死、（重症）頭部外傷や胸部損傷、多発外傷など、火災なら焼死などと割り切って良い。

しかし、例えば死体现象から明らかに死亡時期が異なる、頸部の索痕や頸部・胸腹部の刺創などの人為的な損傷・異常が認められるあるいはそれらが疑われる場合は、その所見を警察に説明し、死体検案書は作成せず、警察のその後の捜査に任せる。

歯科所見は歯科医師に任せられ、医師が遺体を診るところ（マットを敷いた台や床など）とは別のところで行われることが多いが、同じところで時間をずらして行われることもある。いずれにしても検案場所では歯科医師の先生や警察など関係機関の方々と協力して検案を行つていただきたい。

2. 死体検案書の書き方

①氏名

身元が判明していれば、その氏名を記載する。

死後変化、損傷、焼損などで個人の判別できない場合は、空欄にせず「不祥」と記載しなければならない。

遺体票に推定の死者名が記載されていても、確定されていなければ「不祥」と記載する。

②性別・年齢

性別・年齢が判明していれば、その性別・年齢を記載する。

判明していなければ、「①男（推定）、②女（推定）、30～50歳（推定）、成人（推定）、10歳代（推定）、学童（推定）」などと推定で記載する。年齢の推定は、無理をしてあまり絞り込まないことが重要である。

③死亡したとき

発見日時ではなく、実際に死亡した日時を推定で記載する。推定される死因が建築物の倒壊による圧死や頭部打撲なら地震が発生した頃、溺死なら津波が押し寄せた頃、焼死なら火災が発生した頃が死亡したときになる。時刻の推定の細かさは「午後3時頃(推定)、午前7時半頃(推定)」などである。一般的の死体検査ではとてもこのような細かな推定はできず、地震の死体検査でも個々の事例について本当はできない。しかし、検査の時点で分かっている地震の状況から、半時間か1時間間隔くらいの推定がなされている。

災害から日の浅い時の検査では死因と死亡したときは個々の医師の推定・判断に任せられているが、検査数が増えてくると、地域ごとに死因とセットで死亡したときがある程度統一されてくるので、検査する医師は自分が診ている遺体がそれに当てはまると考えられる場合、その死因・死亡したときを記載する。

④死亡したところ

倒壊や火災した住宅や建物(ビル)で死亡したと考えられる場合は、その場所(遺体発見場所)の番地を記載する。

津波で流された場合は、遺体発見場所に「(発見)」を付けて記載する。発見場所が住宅やビルの敷地内であればその番地を記載し、道路上や田畠などであれば「…1番5号〇〇方先道路上(発見)」や「…125 番地△△方水田内(発見)」などとし、死亡したところの種類は「7. その他」となる。東日本大震災では「〇〇方、△△方」を付けることが多かったが、付けなくとも良いと思われる。

⑤死因

前記したように死因の厳密な判断は難しいので、津波なら「溺死」、火災なら「焼死」、損傷死なら損傷が高度な部位の「(重症)頭部外傷、(重症)胸部外傷、(重症)腹部外傷」や全身的な損傷なら「多発外傷」、建物の倒壊で、眼瞼結膜や胸部に溢血点が多数認められれば、「圧死」や「胸部圧迫による窒息」などとする。

そのため死亡の原因は、I欄の(ア)直接死因だけに記載し((イ)以下は空欄か斜線を記す)、発病(発症)または受傷から死亡までの期間については、時分単位での推定はできないので「短時間」または「即死」とすることがほとんどである。

これらの死因名に「(推定)」を付けるか付けないかは医師の考えによるが、外表から損傷の有無が判別できないような遺体、すなわち死後変化が進んだ遺体、水中でかなりの死後損壊を受けたと考えられる遺体、あるいは焼損した遺体などは、「(推定)」を付けるのが一般的である(全て「(推定)」を付けるのが無難かもしれない)。

ただし、大規模災害による死亡とまでは状況的に判断できる場合であっても、死後変化が特に高度で死因の推定ができない場合は、死亡の原因是「不祥」とし、その他付言すべきことがらの欄に、「死後変化が高度で死因の推定は困難」などと記載する。

⑥死因の種類

自然災害での死亡は、死に至る機序に関係なく、全て不慮の外因死の「8その他」とする。

⑦外因死の追加事項

個々の例ではどこでいつ被災したかが確度を持って分かる場合もありうるが、基本的にはこの欄は推定と考えて記載する。

前記した死亡までの期間はほとんどの場合「短時間」または「即死」なので、傷害が発生したときは、死亡したときと同じ日時にする。例えば死亡したときが、5月31日午前11時頃(推定)なら、傷害が発生したときも5月31日午前11時頃(推定)である。

ただし建物の倒壊による死亡などで、死亡までの期間が例えば「4時間」と推定できる場合は、傷害が発生したときは、死亡したときからその時間を引いた日時にする。

傷害が発生したところの種別は、自宅やアパートの建物や敷地で発見された場合は、「1住居」となるが、多くは「4その他」で、()内に不祥と記載する。ただし学校、職場、ホテル、スーパー・ショッピングモール、病院の建物(ビル)などと分かっている場合は、()内にそれを記す。

傷害が発生したところは、津波では流された場所の市町村名がわからない場合、発見された場所の市町村名を「(発見)」を付けて記載する。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、わが国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いて下さい。

氏名	○○ □□	1 ② 男女	生年月日	大正 平成 昭和 令和 12年10月4日生 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も記入してください) 午前・午後 時 分	
死亡したとき	平成23年3月11日 午前・午後 3時半頃 (推定)				
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種類	1 病院 2 診療所 3 老人介護施設・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 ⑦その他			
	死亡したところ	宮城県石巻市○○町1丁目1-1△△方脇 (発見)			
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称				
死亡の原因 ◆ I欄、II欄とともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないで下さい ◆ I欄では、もっとも死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いて下さい。 ◆ I欄の傷病名の記載は各欄一つにして下さい ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いて下さい	(ア)直接の原因	溺死	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いて下さい。 ただし、一日未満の場合は、時、分等の単位で書いて下さい (例: 1年3ヶ月、5時間20分)	短時間	
	(イ)(ア)の原因				
	(ウ)(イ)の原因				
	(エ)(ウ)の原因				
	II	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	① 無 2 有 { }	手術年月日	令和 年 月 日		
解剖	① 無 2 有	主要所見			
死因の種類	1 病死及び自然死 外因死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 6 窒息 7 中毒 ⑧その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }	12 不詳の死		
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いて下さい	傷害が発生したとき	(平成)・令和 23年3月11日 午前・午後 3時半頃 (推定)		傷害が発生したところ	都道府県 宮城 市 石巻 郡 区 町村
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 ④その他 (住宅脇(発見))			
	手段及び状況	東北地方太平洋沖地震後の津波による被災			
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎(子中第 子)	妊娠週数	週 日	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異常 1 無 2 有 () 3 不詳	母の生年月日 昭和 年 月 日 平成	前回までの妊娠の結果 出産児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことから					
上記のとおり診断(検案)する (病院、診療所若しくは 老人保健施設等の名称及び所在地 又は医師の住所)			診断(検案)年月日 平成23年4月2日 本診断書(検案書)発行年月日 平成23年4月2日		
警察庁派遣医 宮崎県宮崎市清武町木原5200 宮崎大学医学部社会医学講座法医学分野 (氏名) 医師					

地震発生と津波に時差があるので、死亡したときと傷害が発生したときが次の例よりも半時間遅くなっています。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、わが国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いて下さい。

氏名	不祥	① 男女 2	生年月日	大正 平成 昭和 令和 年 月 日 生 成人(推定) (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も記入してください) 午前・午後 時 分		
死亡したとき	平成23年3月11日 午前・午後 3時頃(推定)					
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種類	1 病院 2 診療所 3 老人介護施設・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 ⑦その他				
	死亡したところ	宮城県石巻市○○町2丁目5番地水田内(発見)				
	(死亡したところの種別1~5) 施設の名称					
死亡の原因 ◆ I欄、II欄とともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないで下さい ◆ I欄では、もっとも死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いて下さい。 ◆ I欄の傷病名の記載は各欄一つにして下さい ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いて下さい	(ア)直接の原因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因	焼死(推定)	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いて下さい。 ただし、一日未満の場合は、時、分等の単位で書いて下さい (例: 1年3ヶ月、5時間20分)	短時間		
		II		直接には死因に関係しないが I欄の傷病経過に影響を及ぼした 傷病名等		
		手術		① 無 2 有 { }	手術年月日	令和 年 月 日
		解剖		① 無 2 有	主要所見	
	死因の種類	1 病死及び自然死 外因死	不慮の外因死 6 喀痰 7 中毒 8 その他	2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火炎による傷害 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因		
12 不詳の死						
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いて下さい	傷害が発生したとき	平成・令和 23年3月11日 午前・午後 3時頃(推定)		傷害が発生したところ ◆年、月、日等の単位で書いて下さい。 ただし、一日未満の場合は、時、分等の単位で書いて下さい (例: 1年3ヶ月、5時間20分)	都道府県 宮城府 石巻市(発見)区 郡(発見)町村	
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 ④ その他 (水田内(発見))				
	手段及び状況	2011年東日本大震災による被災				
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎(子中第 子)	妊娠週数	週 日		
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異常 1 無 2 有() 3 不詳	母の生年月日 昭和 年 月 日 平成	前回までの妊娠の結果 出産児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)			
その他特に付言すべきことがら 焼損が高度な遺体で身元を確認できない						
上記のとおり診断(検案)する (病院、診療所若しくは 老人保健施設等の名称及び所在地 又は医師の住所)			診断(検案)年月日 平成23年4月23日 本診断書(検案書)発行年月日 平成23年4月23日			
警察庁派遣医 宮崎県宮崎市清武町木原5200 宮崎大学医学部社会医学講座法医学分野 (氏名) 医師						

外因死の追加事項の手段及び状況が、この検案日頃には「2011年東日本大震災による被災」に統一されていました。